

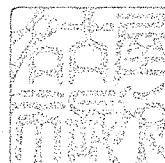
行政文書非公開決定通知書

28年総総調第6号
平成28年9月7日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海聡様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成28年8月24日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	2026年のアジア競技大会について市が議会側に示した資料
公開しない理由	8月23日付公開請求書と添付された読売新聞記事のような「市が議会側に示した資料」が存在しないため。
備考	<決定を行った所管課・公所> 総務局 総合調整部 総合調整室 TEL 052-972-2231

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127)